

# 国民健康保険制度の 窓口業務・徴収業務について

平成18年9月26日

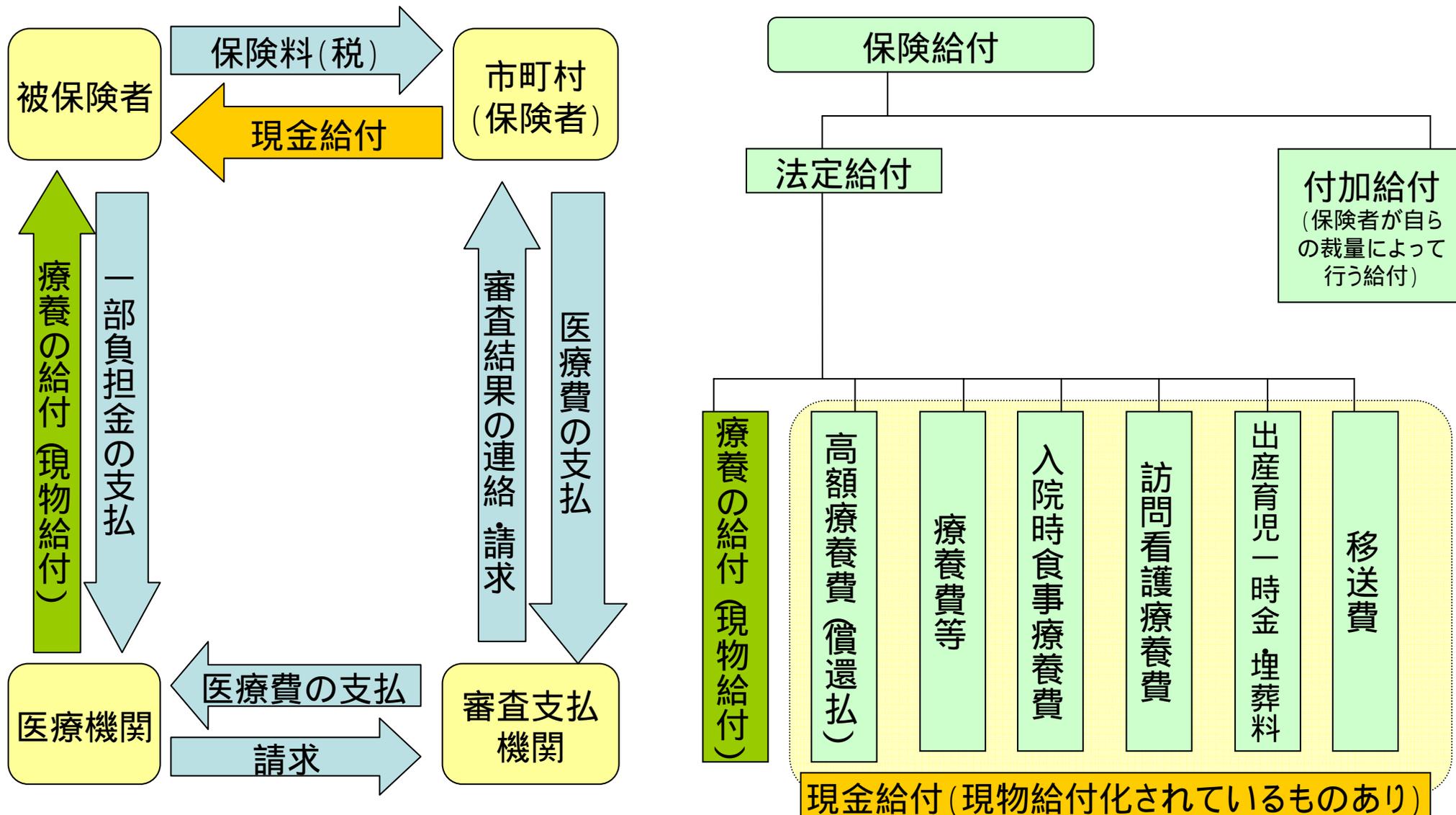
厚生労働省 保険局

国民健康保険課

# 国民健康保険制度の概要

組合管掌健康保険、政府管掌健康保険等被用者保険のカバーしない範囲の全てを対象とする地域保険として、国民皆保険体制の基盤をなす。

高齢者や低所得者が多く加入しており、各市町村国保の財政は厳しい状況が続いている。



## 国民健康保険制度における窓口業務

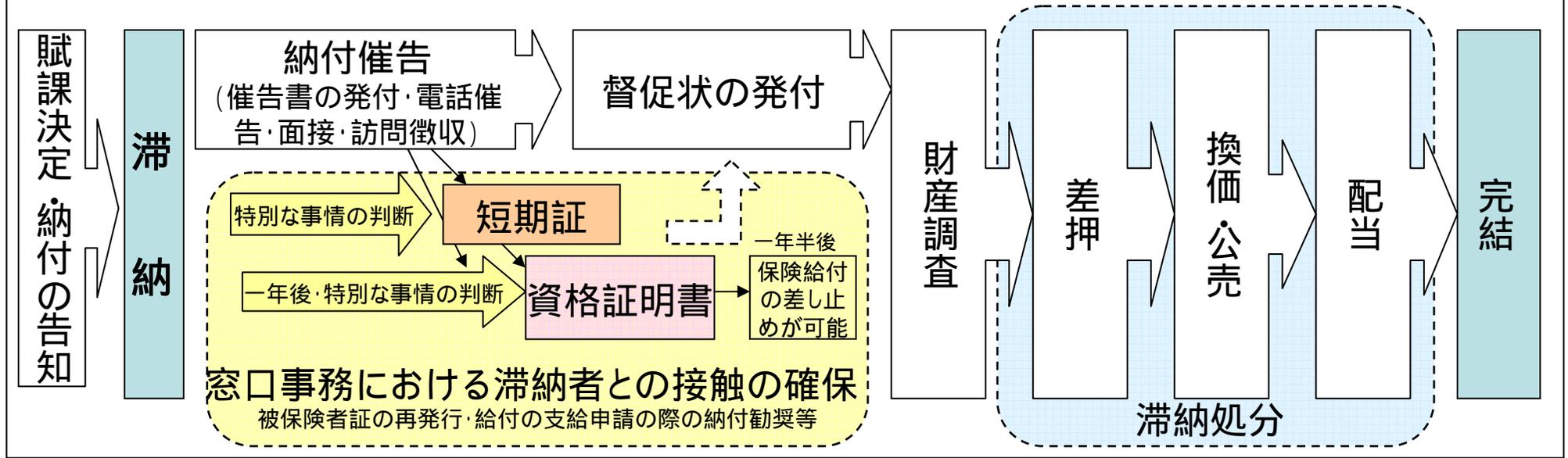
### 被保険者証等資格に関わる窓口業務の例

- ・被保険者資格の取得・喪失に関する届出(法第9条第1項)・修学中・介護保険施設等に入所中等の届出
- ・氏名、住所、世帯、世帯主の変更の届出
- ・退職被保険者等の届出
- ・老人保健法に基づく医療の対象となったことの届出
- ・被保険者証の交付(法第9条第2項)
- ・汚損、紛失の際の被保険者証の再交付の申請(則第7条)、被保険者証の検認・更新(則第7条の2)
- ・被保険者資格証明書の交付(法第9条第3項等)・保険料滞納に関する特別の事情の届出(則第5条の8)
  - ・・・保険料を一年以上滞納している場合、災害等特別の事情がない限り、被保険者証を返還させ、被保険者資格証明書を交付  
被保険者資格証明書を交付されている場合、医療機関で現物給付が受けられず、後日保険者から特別療養費の給付を受ける。

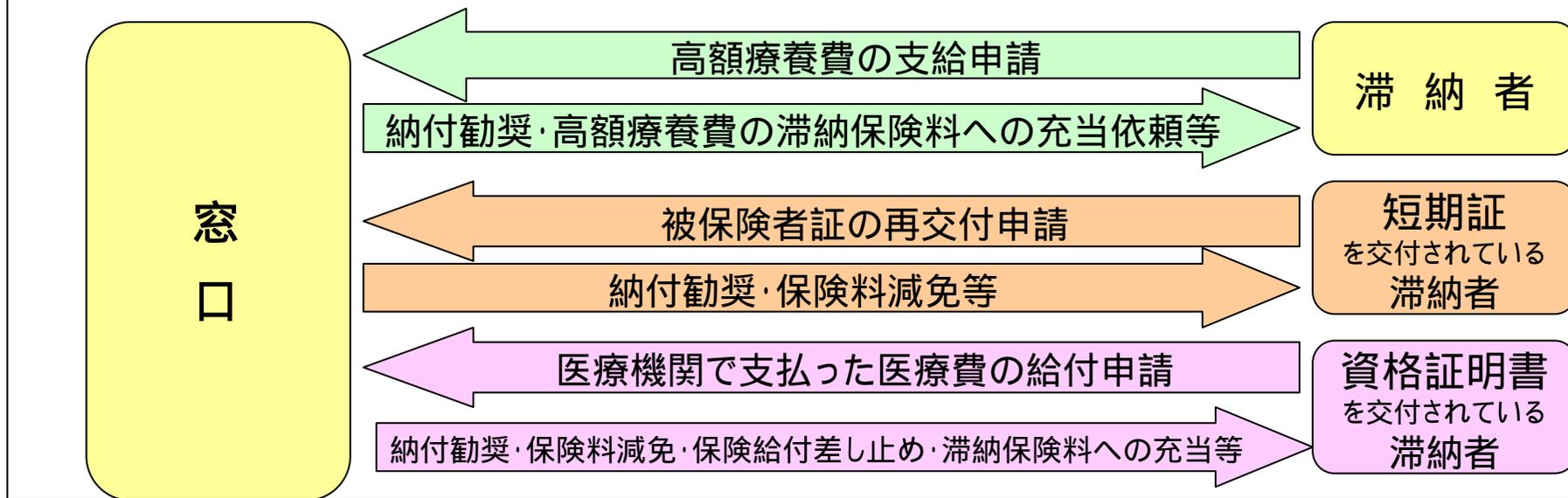
### 保険給付に関わる業務の例

- ・高齡受給者証の交付・現役並所得者の判定の申請(法42条第1項第4号等)
  - ・・・現役並みの所得がある70歳以上の高齡者は一部負担金の割合が3割(平成18年10月以降)になるが、申請に基づいて収入の判定を行っている。(一部負担金の割合は、高齡受給者証に記載される。)
- ・高額療養費の支給申請
- ・特定疾病認定の申請及び特定疾病受療証の交付
  - ・・・一部負担金について医療保険以外から公費で賄う医療(公費負担医療)を受ける者については高額療養費算定基準額(自己負担限度額)を減額するほか、被保険者資格証明書を交付しないなど、特例をもうけている。
- ・療養費、特別療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費等の現金給付の支給申請
- ・入院時食事療養費の支給申請
- ・入院時食事療養費に係る標準負担額の減額認定申請・減額認定証の交付
  - ・・・低所得者について、一般より低い標準負担額が定められているが、減額認定をした者について減額認定証を交付している。

## 国民健康保険制度における保険料(税)の徴収業務



## 窓口における保険料(税)の納付勧奨・徴収業務の事例



# 窓口業務を官民競争入札の対象とすることについての所見

## 基本的考え方

資格等確認のため、住民基本台帳等の不特定多数の者の個人情報に記載されている公簿、データベースにアクセスする必要がある場合については、他省庁との調整が必要である。

個々の業務に着目すると、以下の通り分けられる。

- A 被保険者資格の得喪、変更に関する届出に関しては、取り次ぎ業務が単に届出様式及び添付書類の受け渡しに留まる場合は、現行法令上特に禁じてはいない。しかし、届出の形式的要件の確認、被保険者名簿への登載等関連する業務を全て委託することを含むのか等、当該「取り次ぎ」業務のあり方を明確にするとともに、以下の点について明らかにする必要がある。

届出は当該届出をすることとされている行政機関に到達した時点で届出の効果が発生するが、民間委託された当該連絡所を当該届出をすることとされている行政機関とすることができるかどうか。

上記において、連絡所に届出が到達した時点で届出の効果が発生するとした場合、被保険者はその時点で保険給付の請求を行うことができるが、連絡所から本庁舎に届出が到達していない場合、給付の上で混乱が起きるのではないか。

- B 被保険者証その他の証明の交付は処分であるため、民間委託不可能。ただし、被保険者証等の発送、受け渡し等については民間委託可能。  
C 保険給付の申請については、滞納者に対して接触を図る数少ない機会である上、この機会を捉えて保険料の減免や保険給付分の滞納保険料への充当を行うことから、民間委託困難。

## 民間委託困難なもの

- 被保険者証の交付、再交付
  - 被保険者証の検認・更新
  - 高齢受給者証の交付
  - 特定疾病受療証の交付
  - 入院時食事療養費に係る標準負担額の減額認定証の交付
- B**

- 被保険者資格証明書の交付
  - 保険料滞納に関する特別の事情の届出
  - 高額療養費の支給申請
  - 療養費、特別療養費、移送費等の現金給付の支給申請
  - 入院時食事療養費の支給申請
- C**

## 現状で民間委託可能な業務

- 被保険者資格の取得・喪失に関する届出の取り次ぎ
  - 修学中・介護保険施設等に入所中等の届出の取り次ぎ
  - 氏名、住所、世帯、世帯主の変更の届出の取り次ぎ
  - 退職被保険者等の届出の取り次ぎ
  - 老人保健法に基づく医療の対象となったことの届出の取り次ぎ
  - 汚損、紛失の際の被保険者証の再交付の申請の取り次ぎ
  - 現役並所得者の判定の申請の取り次ぎ
  - 特定疾病認定の申請の取り次ぎ
  - 入院時食事療養費の標準負担額の減額認定申請の取り次ぎ
- A**
- 印刷、発送、受け渡し、検認・更新の際の返還された被保険者証の受取りは委託可能

## 保険料(税)の徴収業務を官民競争入札の対象とすることについての所見

### 基本的考え方

国民健康保険料の場合、地方自治法第231条の3第3項で規定された地方公共団体の公金であり、国民健康保険税の場合は地方税法の規定による。

滞納処分の前提となる督促、財産調査、滞納処分である差押、質問及び検査、搜索、換価・公売等については、徴収(税)吏員がおこなう必要があるため、民間委託不可能。

なお、国民健康保険法第80条の2により、徴収事務については民間委託可能とされており、納付指導、納付勧奨、収納等業務を委託することは現行制度上可能である。

### 民間委託困難なもの

滞納処分の執行に関する事務

- ・ 督促状の発付(時効の中断)
- ・ 財産調査、質問・検査、搜索
- ・ 差押、換価等

### 現状で民間委託可能な業務

滞納整理事務を中心とする事務

- ・ 電話催告、納付の勧奨、納付の相談
- ・ 滞納の原因の聞き取り、納付意志の確認
- ・ 収納
- ・ 催告書の発送

### 徴収業務の外部委託の事例

「収納対策緊急プランの策定等について」(平成17年2月15日保国発第0215001号)

- …各保険者において収納対策緊急プランの策定を行う等、保険料(税)収納率の確保・向上等の収納対策を検討するよう通知。
- …一年以上の未納世帯数が一万を超える保険者について滞納コールセンターの設置、コンビニエンスストアにおける代行収納の実施を各保険者に促す。

コールセンターの設置

- …軽自動車税、市民税、固定資産税と併せて、国民健康保険料の電話での納付勧奨等を行うコールセンターを各自治体で設置

導入例:東京都世田谷区役所(人口81万人):嘱託職員6名、三重県四日市市(人口31万人):嘱託職員9名、兵庫県神戸市役所(人口152万人):人材派遣4名

## 現行法令及び関連条項

### 被保険者資格証明書について

国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)(抄)

第九条 被保険者の属する世帯の世帯主(以下単に「世帯主」という。)は、厚生労働省令の定めるところにより、その世帯に属する被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項その他必要な事項を市町村に届け出なければならない。

2 世帯主は、市町村に対し、その世帯に属するすべての被保険者に係る被保険者証の交付を求めることができる。

3 市町村は、保険料(地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)の規定による国民健康保険税を含む。以下この項、第七項、第六十三条の二及び第七十二条の四において同じ。)を滞納している世帯主(その世帯に属するすべての被保険者が老人保健法の規定による医療又は原子爆弾被害者に対する援護に関する法律(平成六年法律第一百七号)による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付(第六項及び第八項において「老人保健法の規定による医療等」という。)を受けることができる世帯主を除く。)が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めものとする。

6 前項の規定により世帯主が被保険者証を返還したときは、市町村は、当該世帯主に対し、その世帯に属する被保険者(老人保健法の規定による医療等を受けることができる者を除く。)に係る被保険者資格証明書(その世帯に属する老人保健法の規定による医療等を受けることができる者があるときは、当該被保険者資格証明書及びその者に係る被保険者証)を交付する。

### 短期被保険者証について

国民健康保険法施行規則(昭和三十二年厚生省令第五十三号)(抄)

(被保険者証の検認又は更新)

第七条の二 市町村は、期日を定め、被保険者証の検認又は更新をすることができる。

2 市町村は、前項の規定により期日を定めるに当たり、保険料を滞納している世帯主に係る被保険者証につき通例定める期日より前の期日を定めることができる。

### 保険給付の差し止めについて

国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)(抄)

第六十三条の二 保険者は、保険給付(第四十三条第三項又は第五十六条第二項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。)を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。

3 保険者は、第九条第六項(第二十二条において準用する場合を含む。)の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主又は組合員であつて、前二項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該世帯主又は組合員に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主又は組合員が滞納している保険料額を控除することができる。

## 保険料の取り扱いについて

### 国民健康保険法(抄)

#### (滞納処分)

第七十九条の二 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

### 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄)

#### (私人の公金取扱いの制限)

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

### 国民健康保険法(抄)

#### (保険料の徴収の委託)

第八十条の二 市町村は、保険料の徴収の事務については、収入の確保及び被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令の定めるところにより、私人に委託することができる。

## 保険税の取り扱いについて

### 地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)

#### (水利地益税等に係る督促)

第七百二十六条 納税者又は特別徴収義務者が納期限(更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下水利地益税等について同様とする。)までに水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある地方団体においては、当該地方団体の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

#### (水利地益税等に係る滞納処分)

第七百二十八条 水利地益税等に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、地方団体の徴税吏員は、当該水利地益税等に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2～8 (略)

# 介護保険制度の 窓口業務・徴収業務について

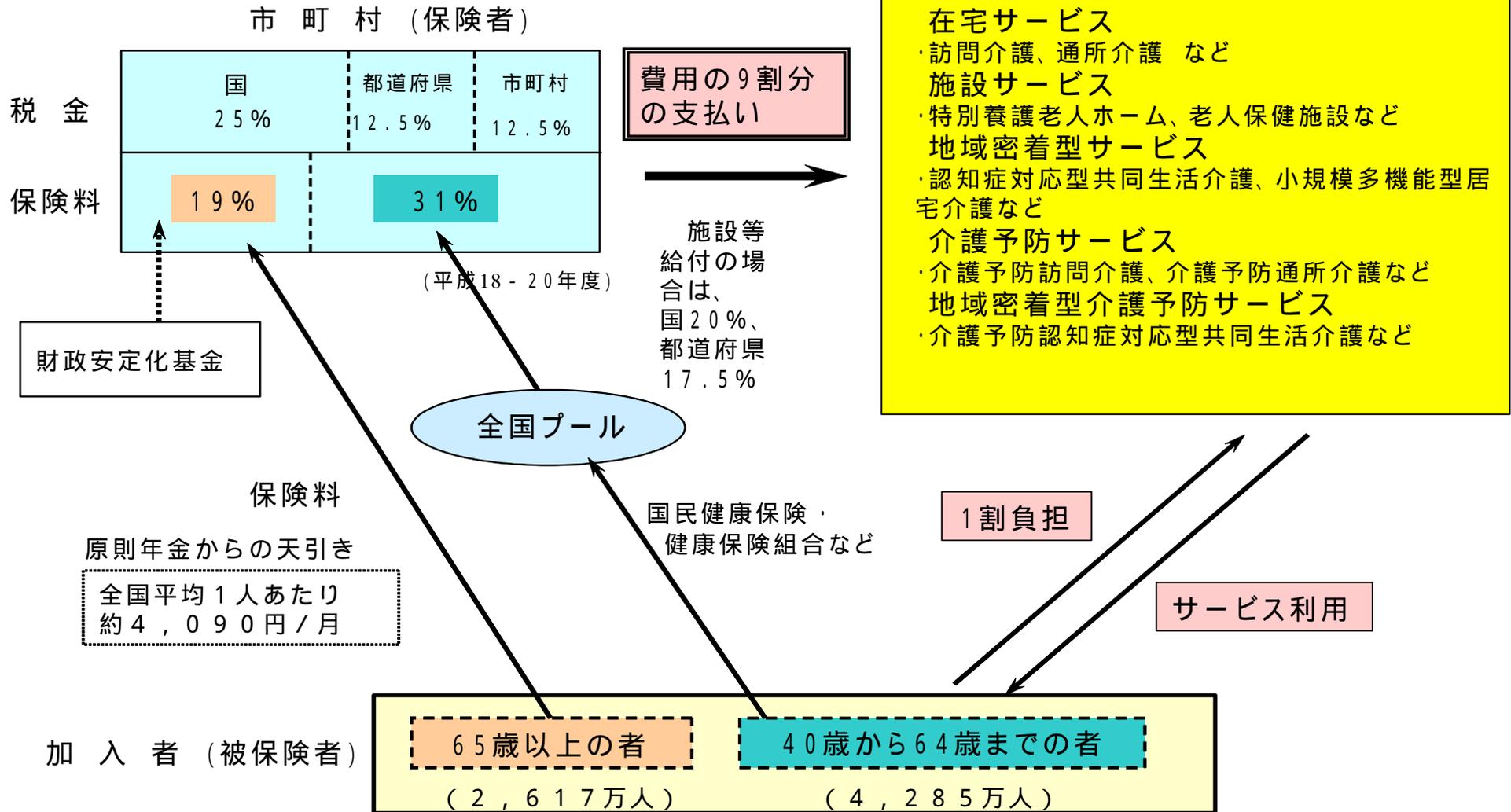
平成18年9月26日

厚生労働省 老健局

介護保険課

# 介護保険制度の概要

介護保険制度は、40歳以上の人々が納める保険料と、国・都道府県・市町村からの公費を財源として、介護が必要となった被保険者に介護サービスを提供し、利用者とその家族を支援する制度。



(注) 65歳以上の者(第1号被保険者)及び40歳から64歳までの者(第2号被保険者)の数は、平成18年度の見込数。

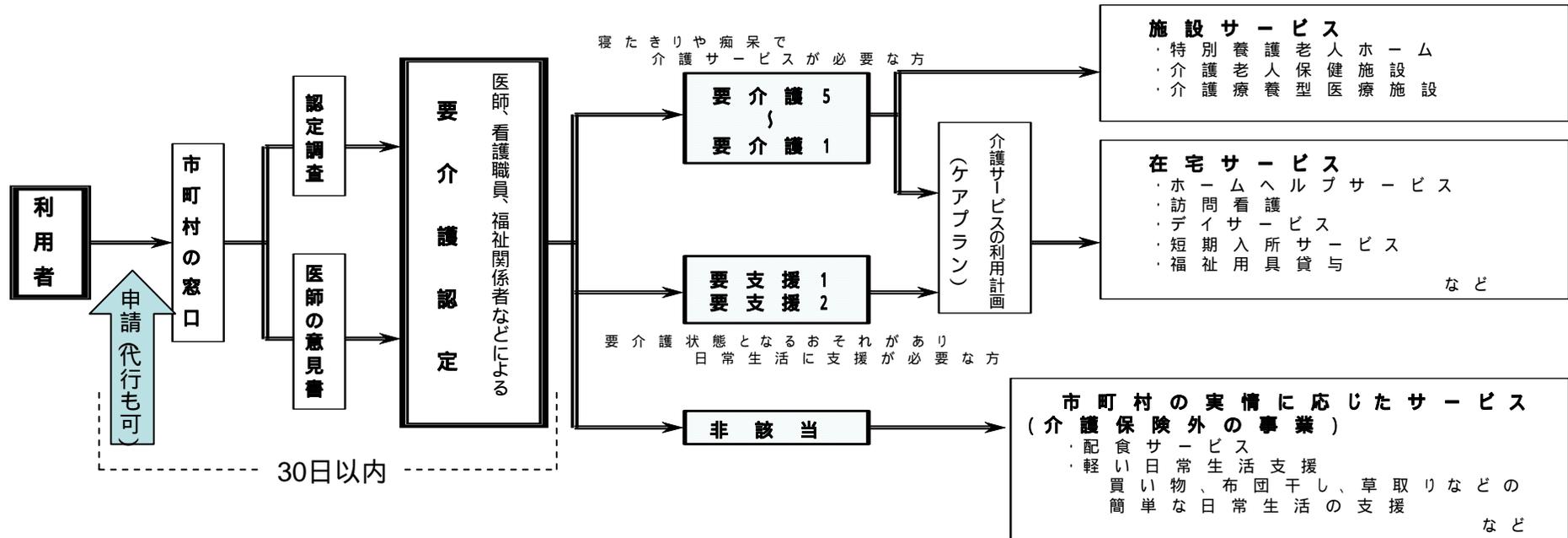
# 要介護認定の流れ

## 介護保険 要介護(要支援)認定・更新認定

被保険者が介護保険の給付を受けるためには、市町村の認定(法第27条)を受ける必要がある。市町村は、被保険者の申請を受けて、被保険者の心身の状況を調査するとともに、主治医の意見を聞き(主治医意見書)、介護認定審査会に調査結果と主治医意見書を通知して、審査・判定を依頼。市町村に設置された介護認定審査会の審査・判定結果を受けて認定を行い、被保険者に認定結果を通知。自立(要介護・要支援に非該当)の場合にも、理由をつけて通知。

認定は、原則として申請日から30日以内に行わなければならない。ただし、特別な理由がある場合(心身状況等の調査に日時を要する等)は、30日以内に被保険者に見込期間と理由を通知した上で延期できる。

認定は、申請日にさかのぼってその効力を生じる。



## 要介護認定の申請

認定の申請は、被保険者本人に加えて、家族等が代理で行うことが可能。また、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設及び地域包括支援センターが代行することも可能。( 社会保険労務士による社会保険労務士法に基づく申請代行も可能)

認定の申請は、被保険者証を添えて行う。(被保険者証は認定後に要介護度及び認定審査会の意見を記載の上返送するため)市町村は暫定被保険者証と言うべき資格者証(介護保険法上は被保険者証)を交付する。資格者証を交付する理由は、申請日から認定日までの間でも介護サービスを受けることができるようにしてあり(要介護認定の効力は申請日に遡る)、申請者が認定前にサービスを受けるときに用いてもらうためである。

## 要介護認定の申請を官民競争入札の対象とすることについての所見

まず、認定申請書等の受理自体は、行政処分(要介護認定)の前提となる行為であるのみならず、行政処分そのもの(資格者証(被保険者証)の交付)を伴うため、民間委託は困難である。

次に、ご要望の認定申請書等の「取り次ぎ業務」の定義が定かではないので詳細についてご教示いただく必要があるが、仮に、申請書を市町村に届けるだけの事務のことを指すならば、以下のような問題点がある。

(本人自ら申請することが大変であっても)家族等による代理申請や申請代行も認められている中で、行政サイドの「取り次ぎ」に要する時間は介護を必要とする者にとってはそれだけ市町村の認定が遅れることになり、必ずしも市民の利便性が向上するとは考えられないのではないか。

本人が、申請してから認定を受けるまでの間でも介護サービスを受けるためには、被保険者証が必要であり、そのために市町村が申請書を受け取る際に交付している資格者証(被保険者証)の取扱いをどうするのか。

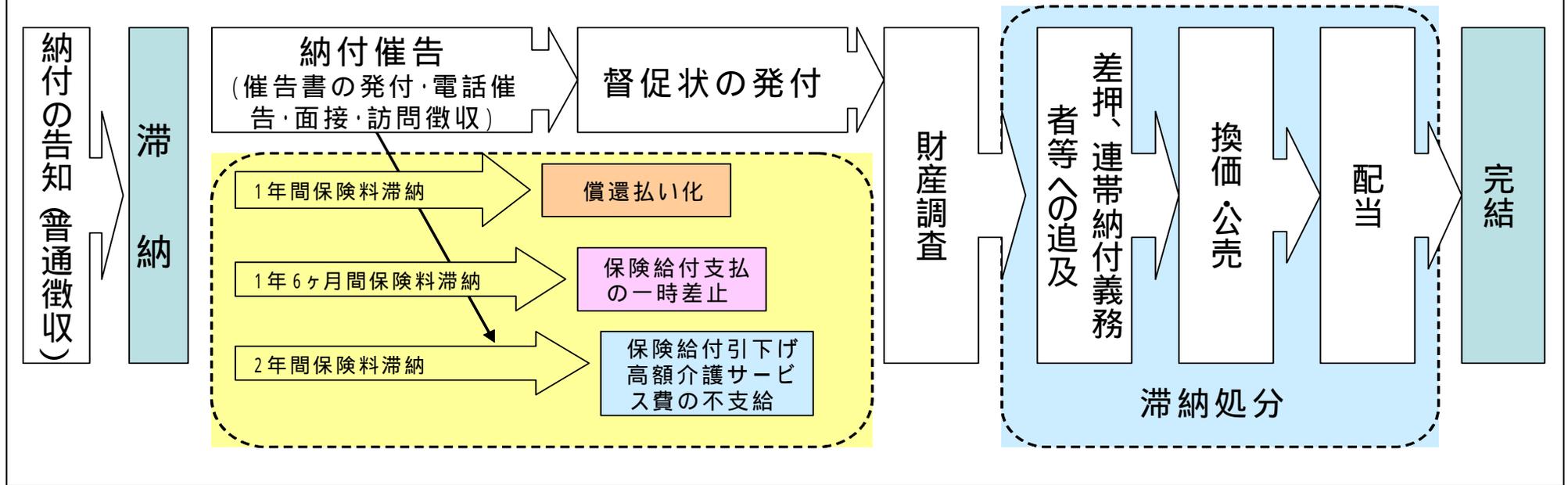
認定の効力は申請日に遡るものであり、「取り次ぎ」事業者が取り次いだ日と申請した日に差が生じるため、いつからサービスを受けられるのかが不明確になることの問題をどう考えるか。

市町村に申請するまでの介在者が複数になることの問題をどう考えるか。(例えば、申請代行者や家族が、当該「取り次ぎ」を行う民間事業者経由で申請書及び被保険者証を市町村に渡し、万が一紛失した場合など混乱するのではないか。)

認定申請書等や被保険者証には本人の要介護度やがん等の特定疾病名も記載されるケースもあり、個人情報の取扱いに十分配慮する必要があること。

「取り次ぎ」業務を行う業者は、介護サービス事業者でないことや、事業者の選択について勧誘しないよう十分配慮する必要があること。

## 介護保険制度における保険料の徴収業務



## 介護保険の徴収業務を官民競争入札の対象とするについての所見

介護保険の保険料は、地方自治法第231条の3第3項で規定された地方公共団体の公金である。  
滞納処分の前提となる督促、財産調査、滞納処分である差押、質問及び検査、搜索、換価・公売等については、徴収吏員がおこなう必要があるため、民間委託不可能。  
なお、介護保険法第144条の2により、収納事務についてはコンビニエンスストア等の民間委託を可能としたところである。

## 現行法令及び関連条項(官民競争入札とできない法的根拠)

介護保険法(平成九年十二月十七日法律第百二十三号)(抄)

(要介護認定)

第二十七条 要介護認定を受けようとする被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、申請書に被保険者証を添付して市町村に申請をしなければならない。この場合において、当該被保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設であつて厚生労働省令で定めるもの又は第百十五条の三十九第一項に規定する地域包括支援センターに、当該申請に関する手続を代わって行わせることができる。

8 要介護認定は、その申請のあった日にさかのぼってその効力を生ずる。

11 第一項の申請に対する処分は、当該申請のあった日から三十日以内にしなければならない。ただし、当該申請に係る被保険者の心身の状況の調査に日時を要する等特別な理由がある場合には、当該申請のあった日から三十日以内に、当該被保険者に対し、当該申請に対する処分をするためになお要する期間(次項において「処理見込期間」という。)及びその理由を通知し、これを延期することができる。

(要介護認定の更新)

第二十八条 要介護認定は、要介護状態区分に応じて厚生労働省令で定める期間(以下この条において「有効期間」という。)内に限り、その効力を有する。

2 要介護認定を受けた被保険者は、有効期間の満了後においても要介護状態に該当すると見込まれるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該要介護認定の更新(以下「要介護更新認定」という。)の申請をすることができる。

介護保険法施行規則(平成十一年三月三十一日厚生省令第三十六号)(抄)

(被保険者証の交付)

第二十六条 市町村は、第一号被保険者並びに第二号被保険者(法第九条第二号に規定する被保険者をいう。以下同じ。)のうち法第二十七条第一項又は第三十二条第一項の規定による申請を行ったもの及び第十二条第三項の規定に基づき被保険者証の交付を求めたものに対し、様式第一号による被保険者証を交付しなければならない。

## 現行法令及び関連条項(官民競争入札とできない法的根拠)

介護保険法 (平成九年十二月十七日法律第百二十三号)(抄)

(滞納処分)

第百四十四条 市町村が徴収する保険料その他この法律の規定による徴収金は、地方自治法第二百三十一条の三第三項に規定する法律で定める歳入とする。

(保険料の収納の委託)

第百四十四条の二 市町村は、普通徴収の方法によって徴収する保険料の収納の事務については、収入の確保及び第一号被保険者の便益の増進に寄与すると認める場合に限り、政令で定めるところにより、私人に委託することができる。

地方自治法 (昭和二十二年四月十七日法律第六十七号)(抄)

(督促、滞納処分等)

第二百三十一条の三

3 普通地方公共団体の長は、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の普通地方公共団体の歳入につき第一項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該歳入並びに当該歳入に係る前項の手数料及び延滞金について、地方税の滞納処分の例により処分することができる。この場合におけるこれらの徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(私人の公金取扱いの制限)

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせてはならない。

## 埋火葬の許可制度について

厚生労働省健康局生活衛生課

### 1 制度・業務の現状

#### (1) 業務の目的・概要及び具体的実施方法

墓地、埋葬等に関する法律において、埋火葬を行おうとするものは、市町村長の許可を受けなければならないとされている。

これは、埋火葬が国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう、国民に対して自由な埋火葬を禁止しているものである。

業務の具体的な流れについては、別添「埋火葬に関する制度の概要」参照

#### (2) 業務実施に当たっての全体の組織体系

埋火葬の許可は全国1、842の市町村（特別区を含む）において行われており、通常、埋火葬の許可申請は死亡届と同時に提出されるため、関係事務は、戸籍担当部門において処理されているのが一般的である。

#### (3) 業務量に関する指標の実績

埋火葬許可数（平成16年）

埋葬許可数	2,753件
火葬許可数	1,100,016件
合計	1,102,769件

#### (4) 業務の実施を規制する現行法令及び関連条項並びに規制の概況

##### **墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）**

第5条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行うものとする。

第8条 市町村長が、第5条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

第21条 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

- 一 (略)第5条第1項(略)の規定に違反した者

#### **墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和23年厚生省令第24号)**

第1条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を同条第2項に規定する市町村長に提出しなければならない。

- 一 死亡者の本籍、住所、氏名(死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名)
- 二 死亡者の性別(死産の場合は、死児の性別)
- 三 死亡者の出生年月日(死産の場合は、妊娠月数)
- 四 死因(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第2項から第4項までに規定する感染症、同条第7項に規定する感染症のうち同法第7条に規定する政令により当該感染症について同法第30条の規定が準用されるもの及び同法第6条第8項に規定する感染症、その他の別)
- 五 死亡年月日(死産の場合は、分べん年月日)
- 六 死亡場所(死産の場合は、分べん場所)
- 七 埋葬又は火葬場所
- 八 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄

## **2 民間開放に関する考え方**

墓地、埋葬等に関する法律は、埋火葬が国民の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく行われるよう、国民に対して自由な埋火葬を禁止しており、市町村長による埋火葬の許可は、上記の観点から支障がないと認める場合に限り当該禁止を解除するという公権力の行使に当たる行為であることから、民間委託が困難なものである。

また、埋火葬の許可申請の受理及び許可証の交付は、埋火葬が急を要するものであることなどから、一般的に埋火葬の許可や死亡届の受理と一体的に処理されているものであること、埋火葬の許可申請の受理に当たっては、申請書類を審査し、その適法性や公衆衛生の確保等のために必要な死因等の記載を確認する必要があることなどから、民間委託が困難なものである。

(別添)

## 埋火葬に関する制度の概要

